

**10. 特記事項 (1) 業務日程／執務環境 ③ 便宜供与内容 エ) 通訳備上 の記載内容を訂正します。**

番号：150681

国名：中華人民共和国

担当部署：中華人民共和国事務所

案件名：家庭保健を通じた感染症予防等健康教育強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月上旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.67M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：準備期間 7日 現地業務期間 20日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着) ※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	中華人民共和国／全途上国
語学の種類	英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

中国政府は 1979 年以降計画生育政策を実施しており、国家人口計画生育委員会のネットワークである計生系統は、その実施機関として同政策の普及と具体的実施に取り組んできた。計画生育政策実施から 30 年が経過し、出生率が目標に沿った形で確実に低下する一方、急速な人口の高齢化や男女性比率の偏りが進み、更に地域格差拡大に伴って農村人口の都市部への流入が急増するなど、人口問題はより複雑化してきている。

本来、中国国内の行政上の管理部門において、計生系統は計画生育及びリプロダクティブヘルスを担当し、母子保健など保健・公衆衛生分野は衛生部傘下の衛生系統の管轄下にあった。しかしながら、国策として長年、計画生育政策を推進してきた計生系統は末端レベルまでネットワークが整備されているのに対し、衛生系統では長らく都市部での臨床医療が重点とされていたこともあり、農村地域での末端組織が脆弱であり、公衆衛生サービスが行き届かない地域が少なくなかった。このような人口問題の変化と組織体制の特徴から、国家人口計生委は、従来の計画生育政策の推進・実施に加え、家庭保健サービス（※）や流動人口への対応など役割を拡大・シフトしていた。サービス対象も家庭を中心とした全ての人々に拡大する方向性を模索している段階であり、組織の力点の置き方を変更する時期に差し掛かっていた。

このような状況下、JICA では中西部 20 省を対象に「中西部地域リプロダクティブヘルス・家庭保健サービス提供能力強化プロジェクト（2006～2009 年）」を実施し、家庭保健サービスの概念を確立するとともに、計生委行政官向けの運営管理研修、サービス従事者向けの技術研修を展開し、農村住民の健康増進に取り組んできた。しかしながら、家庭保健サービスの具体的なサービス項目、範囲・内容、標準技術などの基準は十分規定されておらず、関係者間でも共通認識の形成を難しくしているほか、住民の健康ニーズや地域の健康課題に基づきサービス提供を行う管理能力も発展途上の段階にある。感染症予防や中高年保健など、技術的に新たな分野へ着手する必要性も認められ、家庭保健サービスのモデル構築に対するニーズは高まっていたため、中国政府は、新たな課題への対応も可能な形での家庭保健サービスの規範化・政策化及び管理能力の強化に向けた支援を我が国に要請した。

本プロジェクトは前述プロジェクトの成果である人的リソース、教材・マニュアル、研修制度、方法論等を最大限活用しつつ、計生委が抱える上記の各課題に対応するべく実施しているものである。本プロジェクトにより、家庭保健サービスのモデル構築が進めば、衛生系統との連携により地域の保健予防活動が強化され、農村住民の健康水準の向上につながることを期待されていた。

本プロジェクト実施中の 2013 年 3 月に、行政改革により、国家衛生計画生育委員会が発足した。これを受け、地方の各レベルで、衛生系統と計画生育系統の合併がはじまり、今なお合併のプロセスにある。衛生系統・計画生育系統の合併は、プロジェクトの実施運営においても様々な影響をもたらしてきたが、旧衛生系統の人的・技術的・政策的リソースへのアクセスの向上を受け、プロジェクト後半では、家庭保健サービスの規範化・政策化に向けた活動が積極的に展開された。計画生育系統をカウンターパートとした保健セクター協力として開始した本プロジェクトは、地方部での基礎保健システムの能力強化を通じ、衛生・計画生育行政の統合の触媒としての効果も発揮してきている。

今回実施する終了時評価調査は、協力期間終了を控え、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を 5 項目評価に沿って確認するとともに、今後のプロジェクト成果の持続性担保に関する先方政府、C/P 機関、プロジェクトに対する提言、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。なお、本年にはプロジェクト成果のエンドライン調査が実施されており、プロジェクト目標・成果に係る指標の確認及び進捗状況の確認が行われていることから、本終了時調査では、このエンドライン調査の結果を参考とすることとする。

※家庭保健サービス：母子・中高年・思春期の各ターゲットグループに対し、健康教育・健康検査・健康相談の3種類のサービスを提供するもの。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析した上で、合同評価報告書案（和文・中文）及び評価調査結果概要表案（中文・英文・和文）の作成に協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年10月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、運営指導調査報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド（案）（和文。中国語に翻訳）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。なお、日本語・中国語の通訳・翻訳者をJICA中国事務所にて備上する。
- ③ 国内関連機関関係者へのヒアリングを行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他中華人民共和国側関係機関等）に対する質問票（和文。中国語に翻訳）を作成し、JICA中華人民共和国事務所を通じて配布する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年10月中旬～10月下旬）

- ① JICA中華人民共和国事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行うとともに、評価グリッドについて合意を得る。
- ③ 事前配布した質問表への回答及び中華人民共和国側関係機関との評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行うとともに、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績への貢献及び阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、他の調査団員及び中華人民共和国側関係機関等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（和文。中国語に翻訳）の取りまとめを行う。
- ⑥ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（和文。中国語に翻訳）の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果のJICA中華人民共和国事務所等への報告に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2015年10月下旬～11月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下とおりこれら（１）～（３）すべてを本契約の成果品とする。

- （１） 合同評価報告書（和文・中文）
- （２） 担当分野に係る終了時調査報告書（案）（和文・中文）
- （３） 評価調査結果要約表（案）（英文・和）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICA より別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には０円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年10月10日～30日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時にしくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、本終了時評価調査団の現地派遣期間中に現地で活動しているプロジェクト専門家は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ) 地域保健（長期派遣専門家）
- ウ) 業務調整 / 研修管理（長期派遣専門家）

#### ③ 便宜供与内容

プロジェクトチーム及び JICA 中華人民共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗する）

- エ) 通訳備上  
なし **必要に応じあり（中国語⇔日本語）**

- オ) 現地日程のアレンジ  
JICA が必要に応じアレンジする。

- カ) 執務スペースの提供  
C/P 機関内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料は JICA 中華人民共和国事務所 ([Doi.Kenichi@jica.go.jp](mailto:Doi.Kenichi@jica.go.jp)) にて送付します。

- ・プロジェクト中間レビュー調査評価報告書
- ・プロジェクト定期報告書
- ・専門家報告書

②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報  
(<http://www.jica.go.jp/project/china/008/index.html> )
- ・プロジェクト中間レビュー調査評価結果要約表  
( <http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000016370>)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 中華人民共和国国内での作業においては、JICA の安全管理措置を遵守するとともに、JICA 中華人民共和国事務所の指示に従い、十分な安全対策を講じることとします。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとするものとします。

以上